

第5章 クラブ

A. 正クラブの責務

1. 正クラブの責務は次の通りである。
 - a. 定期的に会議又は催しを開く。
 - b. ここに他の規定がある場合を除き、国際会費及び地区（単一、準、及び複合）会費のほかクラブ運営に必要な経費を賄うため、最小限の年間会費を各会員から徴収する。
 - c. 定期的なクラブ活動参加を奨励し動機づける。
 - d. 地域社会の生活、文化、福祉、公德心の向上、並びに国際的な相互理解を促進するための事業を実施する。
 - e. 国際協会理事会から要求される情報を、国際本部に毎月報告する。
 - f. 要請に応じて、クラブの財政状況を国際本部に報告する。
 - g. 遅くとも毎年4月15日までにクラブ役員を選出する。新役員の任期は、選挙後の7月1日に始まるものとする。
 - h. 入会候補者全員の背景を、十分調査する。本人が居住しているか、又は事業を持つか雇用されている地域社会での照会も行う。
 - i. ライオンズクラブ国際協会のイメージの保護と高揚に努める。
 - j. 国際理事会が定める方針及び要求に従う。
 - k. ライオンズクラブ国際協会の目的及びライオンズ道徳綱領を推進する。
 - l. 国際理事会の定めるクラブ紛争処理手順に従って、クラブで起こるあらゆる紛争の解消を図る。

B. 種別

1. グッドスタンディング

グッドスタンディングのクラブとは、

- a. ステータスクオ又は滞納金を理由とする活動停止になっていない。
- b. 国際会則及び付則、並びに理事会方針の規定に沿って運営されている。
- c. 下記を達成している。
 - (1) 地区（単一、準、及び複合）会費が完納されており、
 - (2) 国際会費の未納分が US\$10.00 を超えておらず、かつ、
 - (3) ライオンズクラブ国際協会のクラブ口座に、US\$50.00 を上回り、90 日を超過した未納残高がない。

C. ステータスクオ

ステータスクオとは、ライオンズクラブのチャーター、権利、特権、義務の一時的な停止処分である。事務総長及び事務総長の指定する部は、国際理事会に代わって、ライオンズクラブをステータスクオ処分にする権限、又はステータスクオから解除する権限を有するものとする。ステータスクオの目的は、正クラブとしての義務を果たしていないクラブの活動を、ステータスクオ処分を受けた原因が解消されるか、あるいはクラブが解散するまでの間、停止することである。

ライオンズクラブは以下の場合にステータスクオ処分を受けることがある。

- 協会の目的に背いた場合や、クラブ内の紛争を解決しない、訴訟の当事者となる等（ただしこれらの例に限られない）、ライオンズクラブとして相応しくない行動を取った場合。
- クラブの会議又は催しを定期的に行わない、月例会員報告を3か月以上連続して行っていない等（ただしこれらの例に限られない）、正クラブとしての義務の一つでも履行を怠った場合。
- クラブが実在しない、あるいは架空のものである場合。
- クラブが自主解散、あるいはクラブ合併への参加を求めた場合。
- クラブは、ステータスクオに関する複数のカテゴリーによってステータスクオ処分を受ける場合があり、他の理由により以前解散処分を受けたクラブも含まれることがある。

1. 協会の目的に背いた場合：クラブやその会員が訴訟を起こしたり、クラブの紛争を解決できなかった等（ただしこれらの例に限られない）深刻な行動を取ったとの報告があった場合、クラブは即座にステータスクオとなる可能性がある。

- a. ステータスクオ処分を受けている間は、クラブは以下を行うことができない。

- (1) 奉仕活動を行う。
 - (2) 資金獲得事業を行う。
 - (3) 地区、複合地区又は国際レベルの行事や研修会等に参加する。
 - (4) クラブ外で投票をする。
 - (5) 地区、複合地区、国際役員候補者を推薦又は指名する。
 - (6) 月例会員報告及びその他の報告を行う。
 - (7) ライオンズクラブをスポンサー、又はレオクラブやライオネスクラブを結成する。
- b. ステータスクオ処分を受けたクラブがグッドスタンディングを回復するためには、クラブは下記を行わなければならない。
- (1) クラブがステータスクオ処分となった原因を解決する。
 - (2) 地区、複合地区、及び国際協会におけるクラブ口座の未納金をすべて支払う。
 - (3) 必要事項を漏れなく記入したクラブ復帰報告書を提出し、必要に応じて会員及び役員の変更を報告する。
 - (4) ステータスクオ処分からの解除勧告は、年度中随時行うことができるものとする。
- c. **解散**：違反行為が著しく、クラブの解散が協会にとって最善である場合には、事務総長の要求により、あるいは事務総長によって指名された者が法律部との相談の上で、チャーターを取り消すことができる。
2. **正ライオンズクラブとしての義務の一つでも履行を怠った場合**。これにはクラブの会議もしくは催しを定期的に行わない、又は月例会員報告を3か月以上連続して行っていない、地区又は複合地区会費を支払わない、その他本章A.1、又は国際会則及び付則に記述されている義務の不履行が含まれる（ただしこれらの例に限られない）。

ライオンズクラブとしての義務の履行を怠ったことによるステータスクオ処分の要求は、地区ガバナーが第一副地区ガバナーと当該ゾーン・チェアパーソンの承認を得た上で行う。要求に添えて、クラブが国際会則及び付則又は理事会方針を順守していないことと、順守を促すために地区ガバナー・チームが取った行動を示す十分な書類の提出が必要となる。要求は、地区及び（又は）複合地区大会の90日以上前に受け付けられなければならない。クラブが国際会則及び付則を順守していないことの有効な証拠書類が存在すれば、クラブはステータスクオ処分を受けることになる。

- a. ステータスクオ処分を受けている間は、クラブは以下を行うことができない。

- (1) 奉仕活動を行う。
 - (2) 資金獲得活動を行う。
 - (3) 地区、複合地区又は国際レベルの行事や研修会等に参加する。
 - (4) クラブ外で投票をする。
 - (5) 地区、複合地区、国際役員候補者を推薦又は指名する。
 - (6) 公認の手段を用いて会員報告を行う。
 - (7) ライオンズクラブをスポンサー、又はレオクラブやライオネスクラブを結成する。
- b. ステータスクオ処分を受けたクラブがチャーター取り消しの事態に至る前に、全力が尽くされなければならない。ステータスクオ・クラブには、下記の手順に従って援助と支援が提供されなければならない。
- (1) クラブがライオンズクラブとしての義務の履行を怠ったことによるステータスクオ処分を受けた場合、地区ガバナー・チーム又はコーディネーター・ライオンは、ステータスクオからの解除に向け、直ちにそのクラブとの協力を開始するものとする。地区ガバナー・チームは、ゾーン内のステータスクオ・クラブの進捗状況について地区ガバナーに逐次連絡しなければならない。
 - (2) クラブをグッドスタンディングに戻すために有益であれば、地区ガバナーが公認ガイディング・ライオンを置くこともできる。公認ガイディング・ライオンは、クラブと地区ガバナー・チームの両方から承認を受ける必要がある。
 - (3) 地区ガバナー又はコーディネーター・ライオンが進捗状況を確認し、国際本部に文書で進捗を知らせるか、解散の勧告書を提出する。
- c. ステータスクオ処分を受けたクラブがグッドスタンディングに戻るためには、クラブは下記を行わなければならない。
- (1) クラブがステータスクオ処分となった原因を解決する。
 - (2) 地区、複合地区、及び国際協会におけるクラブ口座の未納金をすべて支払う。
 - (3) もれなく記入したクラブ復帰報告書を提出し、必要に応じて会員又は役員の変更を報告する。
 - (4) ステータスクオ処分からの解除勧告は、年度中随時行うことができるものとする。
 - (5) クラブが復帰したら、クラブは会員名簿と役員記録を書き換えることができる。
- d. **解散**：指定された期間以内に改善が見られない、あるいは国際会則及び付則や理事会方針に従うための妥当な努力をしていない場合、クラブは、解散となるべきか、ステータスクオに留まるべきか、あるいはグッドスタンディン

グ又は正クラブのステータスを取り戻すべきかの決定がなされるべく、国際理事会にかけられる。

3. クラブが実在しない、あるいは架空のものである場合

- a. ライオンズクラブが活動していない、あるいは架空のものであることが疑われる場合、クラブを徹底的に調査する必要がある。これには以下が含まれる場合がある。
 - (1) 月例会員報告と、その矛盾や会員増加又は減少のパターンを確認する。
 - (2) クラブの会合又は活動の証拠を収集する。
 - (3) 会費（地区、複合地区、及び国際）の支払いを検証する。
 - (4) ゾーン、リジョン、地区の行事への出席を確認する。
 - (5) 一つの地区から一度に複数のチャーター申請書が提出されていないか確かめる。
 - (6) 地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、ゾーン・チェアパーソン、リジョン・チェアパーソン、関係するグローバル・アクション・チーム GLT、GMT、GSTの各コーディネーター、その他地区又は複合地区のリーダーから報告を集める。
 - (7) 現地の国際理事に連絡を取って、クラブの存在を検証し見解を求める。
 - (8) その他関連のある情報を収集する。
 - (9) 同時に、国際協会がクラブの状態について調査していることをクラブ会長に知らせると共に、返事を要請するため、文書による通知がクラブに送られる。郵送方法は、書留郵便又はこの通知の配達を証明できるその他の方法によるものとし、この通知の写しは上記の各人にも送付される。2週間以内に返事がない場合には、この過程がもう一度繰り返される。
- b. 2度目の通知に対し、クラブからの返事が2週間以内でない場合には、クラブがステータスクオになること、並びに地区及びクラブ・サービス委員会が収集した情報を検討した上で以下を含む、理事会によるさらなる措置を勧告するとの旨を通知する文書が、地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、並びに地区エクステンション委員長宛てに送られる。
 - (1) クラブの解散
 - (2) クラブを承認した地区ガバナー全員に対して国際協会から発行されたすべてのアワードの受賞資格の喪失、元地区ガバナーとしての立場の喪失、及び国際協会からの脱退の要求
 - (3) スポンサークラブへのステータスクオ処分
 - (4) その他、適切と認められる処置

- c. 調査には一定の期間が必要となるため、クラブが架空のものであると思われる旨の通知は、地区又は複合地区大会の少なくとも90日前までに地区及びクラブ行政部に届いていなければならない。
 - d. クラブが存在しないことを裏付ける十分な書類が受理された後で、クラブはステータスクオとなる。
 - e. 解散：架空のものであると疑われるクラブは、解散となるべきか、ステータスクオに留まるべきか、あるいはグッドスタンディング又は正クラブのステータスを取り戻すべきかを決定すべく、国際理事会にかけられる。
4. **自主解散またはクラブ合併の場合。**ライオンズクラブが自主解散または他のクラブとの合併の意向を国際本部に知らせ、地区ガバナーがそれを支持しており、それ以外の選択肢がないと思われる場合、クラブのチャーターは自動的に取り消しとなる。

D. 解散の撤回

クラブの解散は、その原因が解決した場合、解散日より12カ月以内であれば撤回可能である。以前の会費はすべて支払われなければならない。チャーター取り消しの撤回には、地区ガバナー又はコーディネーター・ライオンがクラブ復帰報告書を提出しなければならない。地区又は複合地区大会の90日前以降に届いた復帰要請は、大会終了まで保留とされる場合がある。

E. 優先クラブ指定

優先クラブ指定をすると、地区ガバナー・チームのメンバー（地区ガバナー、第一副地区ガバナーまたは第二副地区ガバナー）は、そのクラブへの訪問を、通常の公式訪問に加えさらに2回行うことができる。訪問費用は、与えられている地区ガバナー予算で賄うことになる。この指定は、クラブのステータスを変えるものでも、クラブの権利または義務を変えるものでもなく、追加の配慮を必要とするクラブへの支援を提供するためのものである。

優先クラブとして自動的に含まれるのは、過去24カ月間に結成されたすべてのクラブ、ステータスクオ・クラブ、または滞納金を理由とする活動停止処分を受けたクラブ、過去12カ月以内に解散したが復帰する可能性のあるクラブである。

地区ガバナーはこのほかに五つのクラブに対する優先指定を要請することができる。上記のように新クラブ、最近解散したクラブ、ステータスクオ・クラブ、あるいは滞納金を理由とする活動停止処分を受けたクラブ以外のクラブのために優先指定を

要請する場合には、地区ガバナーは、追加の支援が必要な理由の説明と、必要とされる取り組みを概説する計画を提示するとともに、そのクラブを担当するガイディング・ライオンを割り当てなければならない。この計画は、クラブ、地区ガバナー、ならびに第一副地区ガバナーが承認をした上で、地区及びクラブ行政部に提出されなければならない。優先指定を受けたクラブは、引き続き会費を納め、ライオンズクラブとしての責任を果たさなければならない。怠った場合は、滞納金を理由とする活動停止処分あるいは解散処分となることもある。6カ月以内に具体的な進展が見られないクラブは、優先指定を取り消される場合がある。クラブは、優先指定が認められた際に立てた目標を達成することにより、成果を収めたと見なされる。五つを超えるクラブを優先指定にするためには、地区及びクラブ・サービス委員会の承認が必要となる。

F. 非常時ステータス

1. ライオンズクラブは、地区ガバナーの要請があり、かつライオンズクラブが存在する国または地域において下記が発生した場合、非常時ステータスクオに指定されることがある。
 - a. 戦争又は暴動
 - b. 政情不安
 - c. 天災
 - d. ライオンズクラブが正常に機能することを妨げるその他一切の状況
2. 非常時ステータスとなったクラブは、初期の90日間に加え、必要であればさらなる期間、非常時ステータスが適用されるものとする。
3. 非常時ステータスとなったクラブは、理事会方針書で規定されたライオンズクラブの機能に基づき、通常の活動を行うことができる。ただし、下記については免除される。
 - a. 地区、複合地区及び国際会費の支払い
 - b. 公認の手段による会員報告

クラブはその機能を完全に取り戻し、地区、複合地区、及び国際協会におけるクラブ口座の未納金を支払い、クラブ復帰報告書を提出した場合に、非常時ステータスの指定を解除される。解除勧告は年度中随時行うことができるものとする。極度の苦境にある場合には、国際理事会は地区及びクラブ・サービス委員会の要請により会費を部分的に免除できる。

G. 特別非常時ステータス

1. ライオンズクラブは、ライオンズクラブが存在する国または地域で下記が生じている場合、国際協会の財務チーフ兼会計との連携で財務及び本部運営委員会により特別非常時ステータスに指定されることがある。
 - a. 極度のインフレーション
 - b. 戦争または暴動
 - c. 政情不安
 - d. 天災
 - e. ライオンズクラブが正常に機能することを妨げるその他一切の状況
2. ライオンズクラブは、不特定の期間、特別ステータスにとどまるものとし、財務チーフが定期的に状況を確認し、このステータスへの変更を要する場合に財務及び本部運営委員会に連絡を行う。
3. 特別非常時ステータスの指定を受けたクラブは、理事会方針書で定義されたライオンズクラブの機能に基づき、グッドスタンディングとして通常の活動を行うことができる。ただし、国際会則及び付則第12条第2項「会費」に定められている金額での国際会費の支払いについては免除される。会費の請求は、財務及び本部運営委員会の承認を受けてライオンズクラブ国際協会財務チーフ兼会計が決定した額で行われるものとし、その額はゼロまたはそれ以上とするが、国際会則及び付則で規定される金額を超えるものであってはならない。
4. 地区内の一つまたはそれ以上のクラブの特別非常時ステータス指定の決定は、地区ガバナーによるその地区予算の利用に影響を及ぼすものとはならない。予算は米ドル（利用可能な場合には現地通貨、あるいは現地通貨が利用可能となり配布できるようになる時まで）で配布される。
5. 特別非常時ステータスに指定されたクラブは、会員に関する情報を、公認の手段により毎月報告しなければならない。クラブ役員に関する情報は、各任期が終了する前に更新されるべきである。経費払戻しの対象となる公式クラブ訪問中、地区ガバナーは、クラブに名簿の更新を促すとともに、MyLCIの使用についてクラブの研修を行う必要がある。会員情報が更新されない場合、将来の地区ガバナー予算は削減される可能性があり、半期ごとに検討される。

クラブがその機能を完全に取り戻し、国際協会におけるクラブ口座の未納金（特別非常時ステータスに指定された後の会費請求を含まない）を支払えるようになったときに、特別非常時ステータスの指定を解除される。

H. クラブ・アワード

1. クラブ優秀賞

クラブ優秀賞は、会員増強、クラブ運営及び奉仕の面で優秀な成績を収めたクラブをたたえるために設けられた。受賞条件は地区及びクラブ・サービス委員会によって提言され、国際理事会によって承認される。

2. クラブ再建アワード

本賞は、既存クラブを再建するか、又は解散したクラブやステータスクオ・クラブを救済し、活発かつ発展可能なクラブとすることに貢献したライオンに授与される。

- a. 地区ガバナー、又は地区ガバナーの承認を得た上で地区ガバナー・チームのメンバーが、必要事項がすべて記入された「クラブ再建アワード推薦用紙」の提出をもって推薦を行った場合に交付される。地区ガバナーは受賞の対象とはならない。アワードは、再建された一つのクラブにつき、一つのみ授与される。
- b. 受賞者として推薦を受けるライオンは、新会員を勧誘することによりクラブの活性化を図り、新たな活動企画においてクラブを援助するとともに、再建が進行する中、クラブの指導と意欲喚起を確実なものとする上で重要な役割を果たした者でなければならない。
- c. まだ解散していないクラブ、又は活動停止あるいはステータスクオ処分をまだ受けていないクラブの再建については、ライオンが会員数 15 人未満のクラブの再建に助力し、そのクラブが会計年度内に正会員 20 人を達成した場合に本賞が授与される。賞の授与にあたっては、クラブが再建後 12 カ月間グッドスタンディングであること、新しい奉仕事業に着手したこと、12 カ月続けて月例会員報告を行っていること、クラブ口座に未納残高がないことが条件となる。
- d. すでに解散したクラブ、活動停止又はステータスクオ処分を受けたクラブの再建については、クラブが復帰し、会員数が最低 20 人になった後に賞が授与される。賞の授与にあたっては、クラブが再建後 12 カ月間グッドスタンディングであること、新しい奉仕事業に着手したこと、12 カ月続けて月例会員報告を行っていること、クラブ口座に未納残高がないことが条件となる。

3. 皆勤賞

クラブは、12カ月間連続してクラブ例会又は催しに皆出席し、欠席した分はクラブが設定したメイクアップ規定に従って補った会員に贈るため、1年皆勤賞を購入することができる。この期間は、どの月に始めてもよい。アワードのデザインは、国際会長が決める。

I. 二つ以上のライオンズクラブの合併

二つ以上のライオンズクラブが合併するためには、以下の手順が完了しなければならない。

1. 合併を考慮しているクラブは合同会議を開いて、以下の事項を決定する。
 - a. どのクラブが解散するか。
 - b. 存続するクラブの名称を変えるかどうか。変える場合には適切な名称を決める。変更された名称は、地区キャビネットと、ライオンズクラブ国際協会の地区及びクラブ行政部の承認を受けなければならない。
 - c. 存続するクラブの役員及び委員会は任期を満了するのか、あるいは合併が承認された後、新しい役員の選挙が行われるのかどうか。選挙が行われる場合には、選挙の場所及び日時を定め、選挙の結果を地区ガバナーと国際本部に通知する。
 - d. 合併完了後、存続するクラブの理事会会議と定例会議又は催しの開催場所及び日時を定める決議を採択する。合併したクラブのうち、ひとつのクラブの結成日を合併クラブの結成日とする決議を採択する。
2. 合併を考慮している各クラブの一般会員が、合併を支持する旨の決議を採択しなければならない。
3. 合併により解散することに同意するクラブも、合併に先立って、さらに以下の段階を踏まなければならない。
 - a. 未払金をすべて支払う。
 - b. 運営口座と事業口座に残っている資金をすべて、存続するクラブが維持している適切な口座に移す。
 - c. クラブの所有物をすべて、適切な方法で処分する。
 - d. 存続クラブに転入する会員を最後の月例会員報告書に掲載して、国際本部に提出する。

- e. 地区ガバナーにチャーターを引き渡す。
4. 存続するクラブは、下記の書類及び資料を、国際本部の地区及びクラブ行政部に送る。
 - a. 各クラブが採択した合併承認の決議の写し。
 - b. 合併を承認する地区キャビネットの決議の写し。
 - c. 合併により解散するクラブからの会員が転入会員として列記された月例会員報告書。
 - d. クラブ合併申請書。
5. 合併したクラブには、要請に応じて合併証明書が発行される。
6. 合併したクラブの名称が変更される場合、合併したクラブは新しい名称でのチャーター発行を要請できる。

J. クラブ名称変更

1. ライオンズクラブが名称を変える場合には、国際本部の地区及びクラブ行政部に下記を提出しなければならない。
 - a. 新しい名称を推薦する旨が記されたライオンズクラブ理事会からの許可書。
 - b. 名称変更に関する所見を記した地区ガバナーの手紙。
 - c. 改名を申請するクラブに隣接する各クラブがその改名に同意する旨を記した文書で、各クラブの適切な役員が署名をしたもの。
2. クラブの新しい名称は、ライオンズクラブ国際会則及び理事会方針の規定に沿ったものでなければならない。
3. クラブは、新しい名称でのチャーター発行を要請できる。

K. ガイディング・ライオン・プログラム

「ガイディング・ライオン・プログラム」は、新しく結成されたクラブ及び既存クラブに助力を与えることを目的とするものである。

1. **新規結成クラブのための任命。** 新クラブ結成に先立ち、経験豊富なライオンが任命されなければならない。
 - a. 任命は、地区ガバナー及びスポンサー・ライオンズクラブ会長の推薦に基づいて行われ、ライオンズクラブ・チャーター申請書上で報告される。
 - b. その2年間の任期は、チャーター承認日から始まる。
 - c. ガイディング・ライオンは、新クラブの会員であっても現地区ガバナーであってもならない。このライオンには、その役職を務める者であることを認めるガイディング・ライオン・ピンがクラブ結成式において与えられる。
 - d. 必要に応じてガイディング・ライオンを二人まで任命することができる。
2. **既存ライオンズクラブのための任命**
 - a. いかなるクラブも、ガイディング・ライオンの支援が役に立つ場合がある。
 - b. 任命は、クラブ会長との協議による地区ガバナーの推薦に基づいて行われ、地区及びクラブ行政部に報告される。
 - c. その2年間の任期は、任命報告日から始まる。
 - d. ガイディング・ライオンは、その担当クラブの会員であっても現地区ガバナーであってもならない。
 - e. このライオンには、その役職を務める者であることを認めるガイディング・ライオン・ピンが与えられる。
3. **ガイディング・ライオンの責務**
 - a. 例会と理事会会議を含む、クラブのほとんどの会合に出席する。
 - b. 地区による支援を得て、クラブの役員及び会員のために研修を提供する。
 - c. クラブが奉仕や資金獲得事業を積極的に行い、LCIFの取り組みをサポートすることを確実にする。
 - d. 継続的に会員が増加するようにする。
 - e. クラブの役員と会員を、地区及び複合地区の行事に関与させる。
 - f. クラブが国際協会においてグッドスタンディングであるようにする。

- g. クラブが規定通りに会員報告、アクティビティ報告、及び新たなクラブ役員を期日までに報告するようにする。
 - h. 四半期報告書を、ライオンズクラブ国際本部及び地区ガバナーに提出する。
 - i. いかなるガイディング・ライオンも、どの時点においても同時に担当できるクラブの数は、二つまでである。
4. **認定。**ガイディング・ライオンは、任命に先立ち、公認ガイディング・ライオン研修コースを無事修了し、公認ガイディング・ライオンとなることが奨励される。公認ガイディング・ライオンとしての資格を維持するためには、3年毎に認定資格を改めて取得しなければならない。
5. **会長の公認ガイディング・ライオン賞。**公認ガイディング・ライオン・コースを修了し、公認ガイディング・ライオン・プログラムの説明にある通り2年間の任期を全うしたガイディング・ライオンは、本賞を申請することができる。本賞は新クラブの会長に送られ、適当な方法で贈呈される。
6. **ガイディング・ライオンの交代。**ガイディング・ライオンの交代が必要となった場合、後任者の任命は現職の地区ガバナーが、ガイディング・ライオンが割り当てられるクラブの会長の承認を得た上で行うものとする。
7. **旅行及び経費。**
一般経費払戻し方針が適用される。